

通学形態変更届
(自宅外→自宅)

奨学生→学校→異動・補導係

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、誓約・同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨 学 生 番 号										学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日				
5	2		0									学年 月 日 (満 歳)				
6			0						(注)							
学校名										学年	年	フリガナ				
学部・学科 (課程・研究科)												氏名 (自署)				

(注) ・給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は必ず記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)
通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
・在籍報告で通学形態の変更を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。
ただし、振込超過が発生し返戻が必要な場合は、本届に振込金受取書コピーを添付して提出してください。

機構使用欄 (変更始期)	年				月	
	2	0				

■ 通学形態変更 (自宅外通学→自宅通学)

変 更 内 容	私は、自宅通学に変更になったことを届け出ます。
	自宅外要件を満たさなくなった日 (※)
	西暦 2 0 年 月 日 【変更始期】 自宅外要件を満たさなくなった日の属する月の翌月 (月の初日の場合はその月)

(※) 自宅へ転居した、別居していた生計維持者と同居を開始した、別居していた生計維持者が近隣に転居してきた、家賃の負担がなくなった等

(注1) 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)します。
選択可能な範囲で月額変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願出てください。
(注2) 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります(学校を通じてお渡しします)。
(注3) 通学形態変更の届出が遅延し、遡って減額処理となった場合は反映月以降の振込金額で精算します。
支援区分変更や休学・退学などの異動等により振込超過金の精算ができない場合は返金が必要です。
(注4) 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている者が、給付奨学金の支援対象外となった期間又は成績不振により停止となった期間に自宅通学となった場合は本届出に加えて「第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)」(貸与様式2-2)でも届出てください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名	電話番号(担当者名)	学校番号	区分
関係課長 (※)	- -	306006	01
	()		

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■給付奨学金の給付月額

奨学生本人および生計維持者の収入状況および資産状況に基づく支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※第Ⅳ区分(理工農系)は、支給月額が0円となります。

(単位:円)

	大学・短期大学・専修学校(専門課程)				高等専門学校(第4学年以上)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 (33,300)	66,700	38,300 (42,500)	75,800	17,500 (25,800)	34,200	26,700 (35,000)	43,300
第Ⅱ区分	19,500 (22,200)	44,500	25,600 (28,400)	50,600	11,700 (17,200)	22,800	17,800 (23,400)	28,900
第Ⅲ区分	9,800 (11,100)	22,300	12,800 (14,200)	25,300	5,900 (8,600)	11,400	8,900 (11,700)	14,500
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300 (8,400)	16,700	9,600 (10,700)	19,000	4,400 (6,500)	8,600	6,700 (8,800)	10,900

■給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額

給付奨学金又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)。併給調整後の貸与月額は、本機構ホームページでご確認ください。

ホーム＞奨学金＞奨学金制度の種類と概要＞貸与奨学金(返済必要)＞第一種奨学金(無利子で借りる)

＞第一種奨学金の貸与月額＞給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額(併給調整)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taivo/taivo_1shu/kingaku/2019ikou.html

※高等専門学校本科1～3年生、及び大学院については、給付奨学金対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、又は社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

※給付奨学金を本人都合による停止とした場合、併給調整は解除にはなりません。

※「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1・2-2)を提出する際、「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。

